

令和 7 年 鰯ヶ沢町農業委員会 第 4 回定例総会会議録

令和 7 年 4 月 1 1 日（金）午後 3 時 0 0 分開議
鰯ヶ沢町役場 2 階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉 会
8. その他

◎出席委員 13名

1 番 木村 賢一	9 番 佐藤 松子
2 番 長谷川 貴輝	10 番 木村 暢子
4 番 木村 優仁	11 番 工藤 修二
5 番 今 仁司	12 番 工藤 文信
6 番 神 秀穂	13 番 對馬 孝
7 番 神 文人	14 番 工藤 清
8 番 三上 三樹	

◎欠席委員 3 番 大谷 大輝

事務局	1. 開会 ただ今より令和7年第4回定例総会を開会致します。 はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午後3時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午後3時から午後5時までとします。この議題にご異議ございませんか。
議長	「異議なし」という声あり
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午後3時から午後5時までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を7番の神文人委員、9番の佐藤松子委員をお願いします。 書記については事務局職員をお願いします。
事務局	4. 諸般の報告

事務局	諸般の報告を事務局お願いします。 報告第 1 号 令和 7 年 3 月 1 7 日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鰯ヶ沢町庁議室 出席者：神秀穂委員、寺沢里志推進委員、事務局（工藤、齋藤） 報告第 2 号 令和 7 年 3 月 2 4 日 農地法第 3 条許可申請に係る事前調査会 場 所：大字北浮田町字今須地内、今須浜田地内、大字長平町字西岩木山地内、大字松代町字白沢地内、湯舟町字安田地内、大字中村町字上清水崎地内（航空図面審査） 出席者：木村暢子委員、佐藤松子委員、中村広推進委員 事務局（工藤）
議長	5. 議案の上程 議案の上程を致します。 議案第 1 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について 議案第 1 4 号 鰯ヶ沢町農業委員会事務局職員の任命について 以上 2 議案を上程致します。
議長	6. 議案の審議 議案第 1 3 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。、 なお、番号 3 5 番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する私が一時退席しますので議長を暫時の間、木村賢一職務代理者と交代いたします。
議場	（会長 退席）
議長 （木村職務代理）	暫時の間、議長を勤めさせていただきます。 議案第 1 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可のうち、番号 3 5 番について事務局に説明を求めます。
事務局	それでは議案第 13 号の説明に入ります。 3 ページをお開き下さい。 番号 35 番説明 1 3 頁をご覧下さい。 農地の所在 大字鬼袋町字大柳 30 番 1 地 目 登記、現況、ともに田 面 積 2,442 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間による賃貸借です。

次に、詳細については 26 頁をご覧ください。

法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。

番号 35 番については水稻を栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、3 月 24 日に事務局が航空写真で調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

議長

(木村職務代理)

番号 35 番について、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

(木村職務代理)

異議なしとのことですので、採決致します。

議案第 13 号、番号 35 番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

(木村職務代理)

全員賛成ですので議案第 13 号、番号 35 番について、原案どおり承認することに決定しました

退席していた委員の着席をお願いします。

これで議長代理を終了させていただきます。

議場

(会長 着席) ～ 議長交代 ～

議長

続いて、番号 13 番、14 番、23 番、37 番、38 番、43 番、44 番、45 番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する長谷川貴輝委員、木村賢一職務代理、神文人委員、神秀穂委員の退出をお願いします。

議場

(長谷川委員、木村職務代理、神委員、退出)

議長

議案第 13 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可のうち、番号 13 番、14 番、23 番、37 番、38 番、43 番、44 番、45 番について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第 13 号番号 13 番、14 番、23 番、37 番、38 番、43 番、44 番、45 番の説明に入ります。5 ページをお開き下さい。

番号 13 番

農地の所在 大字北浮田町今須 5 番

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 2,996 m²

外田 3 筆、畑 3 筆で合計面積は 14,517 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

あっせんによる売買です。

事務局

番号 14 番

農地の所在 大字北浮田町今須 154 番 127

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 112 m²

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

知人間による贈与です。

次に 8 頁をお開き下さい。

番号 23 番

農地の所在 大字南浮田町字東田大堤ノ沢 68 番

地 目 登記、現況ともに田

面 積 7,054 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。

知人間による賃貸借です。

次に 15 頁をお開き下さい。

番号 37 番

農地の所在 大字建石町字成沢 171 番 1-a

地 目 登記、現況ともに田

面 積 12,475 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。

知人間による賃貸借です。

番号 38 番

農地の所在 大字建石町字成沢 171 番 1-b

地 目 登記、現況ともに田

面 積 3,851 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。

知人間による賃貸借です。

次に 17 頁をお開き下さ。

番号 43 番

農地の所在 大字湯舟町字姥袋 35 番 4

地 目 登記、現況ともに田

面 積 293 m²

外 1 筆で合計面積は 3,115 m²です。

貸付人と借受人は記載のとおりです。

知人間による賃貸借です。

番号 44 番

農地の所在 大字湯舟町字姥袋 40 番

地 目 登記、現況ともに田

面 積 3,543 m²

貸付人と借受人は記載のとおりです。

知人間による賃貸借です。

番号 45 番
農地の所在 大字南浮田町字東田大堤ノ沢 56 番
地 目 登記、現況ともに田
面 積 1,095 m²
外 2 筆で合計面積は 5,968 m²です。
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

このことについて、資料 19 頁をごらんください。

法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。

番号 13 番については野菜等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 14 番については野菜等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 37 番について 27 頁をご覧ください。当該農地は水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 38 番については水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 43 番について 29 ページをご覧ください。当該農地は水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 44 番については水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

番号 45 番について 30 ページをご覧ください。当該農地は水稻等の栽培をしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、3 月 24 日に事務局が航空写真で調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

ただいまの番号 12 番、13 番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった最適化推進委員の寺沢里志委員より、結果報告をお願いします。

寺沢 里志
推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。

議案第 13 号 12 番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

寺沢 里志
推進委員

譲渡人所有の長平町字西岩木山 1 1 6 番 1、登記簿地目現況ともに畑、面積が 3, 3 4 3 m²、外 1 9 筆、合計面積 177, 768 m²の移動に関して、令和 7 年 3 月 1 7 日午前 1 0 時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の神 秀穂委員の 2 名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を 5 3 万 5 千 6 十円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、1 0 アール当たりでは、約 3 千円となります。

それでは議案第 1 3 号 番号 1 3 番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の北浮田町字今須 5 番、登記簿地目現況ともに畑、面積が 2, 9 9 6 m²、外 6 筆、合計面積 1 4, 5 1 7 m²の移動に関して、令和 7 年 3 月 1 7 日午前 1 0 時 3 0 分から、あっせん委員会を開催いたしました。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を 9 0 万円とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、1 0 アール当たりでは、約 6 万 2 千円となります。

以上報告を終わります。

議長

それでは審議に入ります。議案第 1 3 号 番号 1 3 番、1 4 番、2 3 番、3 7 番、3 8 番、4 3 番、4 4 番、4 5 番についてについて、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 1 3 号 番号 1 3 番、1 4 番、2 3 番、3 7 番、3 8 番、4 3 番、4 4 番、4 5 番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 1 3 号、番号 1 3 番、1 4 番、2 3 番、3 7 番、3 8 番、4 3 番、4 4 番、4 5 番の許可については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

退出の委員は着席をお願いします。

議場

(長谷川貴輝委員、木村賢一職務代理、神文人委員、神秀穂委員着席)

議長

続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第 13 号 12 番からの説明に入ります。3 ページをお開き下さい。

番号 12 番

農地の所在 大字長平町字西岩木山 116 番 1

地 目 登記、現況ともに畑

事務局

面 積 3,343 m²
外畑 19 筆 合計面積は 177,768 m²
譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。
あっせんによる売買です。
番号 15 番
農地の所在 大字中村町字下清水崎 42 番 1
地 目 登記、現況ともに田
面 積 466 m²
買付人と買受人は記載のとおりです。
知人間による売買です。

番号 16 番
農地の所在 大字中村町字上清水崎 263 番 1
地 目 登記、現況ともに畑
面 積 3,638 m²
外 1 筆 合計面積は 6,803 m²
譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。
知人間による無償譲渡です

番号 17 番
農地の所在 大字湯舟町字安田 89 番 2
地 目 登記、現況ともに田
面 積 112 m²
譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。
知人間による無償譲渡です

番号 18 番
農地の所在 大字建石町字餅ノ沢 84 番 10
地 目 登記 畑、現況 樹園地
面 積 6,182 m²
外 1 筆で 合計面積は 6,884 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
知人間による売買です。

番号 19 番
農地の所在 大字湯舟町字若山 461 番 1
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 8,801 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 20 番
農地の所在 大字南浮田町字東田大堤ノ沢 82 番
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 1,411 m²
外 1 筆で合計 2,562 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 21 番

事務局

農地の所在 大字南浮田町字早田 267 番
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 4,770 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 22 番
農地の所在 大字湯舟町字安田 136 番 4
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 161 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 24 番
農地の所在 大字湯舟町字安田 136 番 3
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 31 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 25 番
農地の所在 大字湯舟町字安田 115 番
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 341 m²
外 1 筆で 合計面積は 3,341 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 26 番
農地の所在 大字湯舟町字安田 136 番 2
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 747 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 27 番
農地の所在 大字北浮田町字外馬屋 265 番 1
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 3,200 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 28 番
農地の所在 大字南金沢町字平塚 218 番
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 1,314 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 29 番

事務局

農地の所在 大字建石町字島田 80 番 1
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 3,554 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による使用貸借です。

番号 30 番
農地の所在 大字赤石町字中坪 93 番
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 1,421 m²
外 5 筆で 合計面積は 8,185 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 31 番
農地の所在 大字赤石町字中坪 127 番
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 1,807 m²
外 6 筆で 合計面積は 10,174 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 32 番
農地の所在 大字赤石町字川原地 119 番
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 1,893 m²
外 2 筆で 合計面積は 5,837 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 33 番
農地の所在 大字一ツ森町字上大谷 51 番 1
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 4,531 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 34 番
農地の所在 大字一ツ森町字大谷 25 番
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 826 m²
外 5 筆で 合計面積は 15,111 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 36 番
農地の所在 大字中村町字下清水崎 37 番 8
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 806 m²
外 8 筆で 合計面積は 10,962 m²

事務局

貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 39 番
農地の所在 大字湯舟町字七尾 274 番 4
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 3,025 m²
外 1 筆で 合計面積は 26,151 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 40 番
農地の所在 大字湯舟町字七尾 303 番 2
地 目 登記、現況 共に 畑
面 積 9,789 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

番号 41 番
農地の所在 大字種里町字駒ヶ淵 130 番 1
地 目 登記、現況 共に 田
面 積 7,377 m²
外 4 筆で 合計面積は 10,210 m²
貸付人と借受人は記載のとおりです。
知人間による賃貸借です。

詳細については 21 頁から 30 頁の法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号の記載ととおりです。
以上です。

議長

それでは議案第 13 号について審議に入ります。
議案第 13 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 13 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 13 号は、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第 14 号、「鰯ヶ沢町農業委員会事務局職員の任免については、異動の内示の連絡を受け、会長の私が承諾をしております。
委員皆様におかれましては事後承諾になりましたがよろしくお願いします。

議場	7. 閉会 以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。 これをもちまして令和7年第4回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。
	8. その他 ・次回の総会は5月9日（金）午前10時に開催予定。 その他、特になければこれで全日程を終了いたします。 会 長 工 藤 清 会議録署名者 神 文 人 〃 佐 藤 松 子